

フローレンスの家賃減額制度

フローレンスでの暮らしを継続していただくために家賃減額制度を導入します。これは、要介護度が高くなることによって、生活を支援するために必要なサービスも増えてきます。その結果、入居者並びにご家族にかかる費用負担も増え、場合によっては、必要と思われるサービスを削らなくてはいけなくなってしまう。そのような現状への対策を次のように制度化し実施いたします。

この制度の導入によって、特に要介護度3以上の入居者の方への訪問看護の導入によって、主治医との連携を密にし、医学的管理を強化すると共に、リハビリの定期的な介入によって現状の生活の維持をしたいと考えます。

◎要介護度別の家賃の減額

- 要介護3の場合：15,000円/月 減額
- 要介護4の場合：30,000円/月 減額
- 要介護5の場合：40,000円/月 減額

※障害者総合支援法の障害福祉サービス受給者で自己負担がある方は45,000円/月の減額。

《適用条件》

1. 浜松市が保険者の方（地域密着型サービスの利用を踏まえて、住民票の住所が浜松市の方）。
2. HELIOSの提供する生活支援サービスを契約している方。
3. HELIOSの提供する「訪問介護」又は「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、並びに「訪問看護（看護師及びリハビリの両方を利用している方）」若しくはシティクリニックの訪問リハビリテーションのサービスを利用している方で緊急訪問看護加算対象者。 ※上記条件の例1：週2回訪問介護で入浴、週2回訪問介護で掃除洗濯、週1回訪問看護で健康管理、週1回訪問看護でリハビリテーションのサービスを受けている方は家賃減額対象。 例2：週2回訪問介護で入浴、毎日訪問介護でモーニングケア、週1回訪問看護のリハビリを受けている方は家賃減額対象外。
4. 主治医が系列法人のシティクリニックの方。
5. 1居室1名が対象となります。

《その他》

1. 区分変更等介護認定が未決定の場合には、認定日の翌月家賃から減額対象となります。認定日までは、旧介護度を適用します。
2. 現在ご入居されている方については、平成27年11月家賃より減額した家賃での請求となります。